

平成25年度第1回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成25年10月10日（木）午後2時開会
場 所：札幌全日空ホテル 23階 「白樺の間」

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 副市長挨拶

4. 委員紹介

5. 事務局紹介

6. 議 事

○事務局（野島子ども企画課長） 続きまして、この会議の会長及び副会長の選任に移らせていただきます。

本日の資料2でございますが、札幌市子ども・子育て会議条例、1枚おめくりいただきまして、2ページ目のところ、第6条第1項に、子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定めると規定しておりまして、また、同条第3項では、会長の代理者につきましては、会長の指名により決定するものと規定しております。

そこで、会長及びその代理者であります副会長の選任を行いたいと思います。

初めに、会長につきまして、委員の互選により定めとなっておりますが、ここで事務局から推薦という形をとらせていただいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（野島子ども企画課長） それでは、事務局からの推薦ということで、これまで、札幌市の次世代育成支援対策の推進に関しまして、必要となるべき事項につきましては、札幌市次世代育成支援対策推進協議会で協議を続けてきたところでございますが、この子ども・子育て会議につきましても、引き続き、次世代育成支援という視点が重要でありますことから、今回、次世代育成支援対策推進協議会の座長でありました北海道大学大学院文学研究科特任教授の金子委員を会長に推薦したいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（野島子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、金子委員に会長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ではございますが、金子委員には、中央の会長席にお移りいただきまして、以降の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○金子会長 会長を引き受けさせていただきます金子でございます。

過去10年間、さっぽろ子ども未来プランの前期と後期をつくる際のお手伝いをしてき

たという年の功だろうというふうに思いますが、最近来ました平成25年版の白書を見てみると、タイトルが微妙に変わっていました。本年度は少子化社会対策白書となっていて、過去3年間、子ども・子育て白書という名前ではなじんでいたものと違っていました。少し探してみると、少子化関係の白書が出たのは平成16年からで、平成16年から21年までは少子化社会白書となっています。つまり、今回、3回目の名前が微妙に変わりました。それを見てみると、少子化危機突破という言葉が何回か出てきます。国のほうも本当に子どもが生まれにくくなって、子どもがせっかく生まれたのに虐待に遭うということが事件としても頻発していますので、今回の少子化危機突破、そのための子ども・子育て会議という文脈ではなかろうかと感じた次第です。

微力ではありますが、よろしく願いいたします。

それでは、会議条例に基づきまして、副会長の選任をさせていただきたいと思います。

これは、会長の指名ということになっております。私から、北海学園大学の経営学部教授の佐藤委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、副会長は佐藤委員にお願いしたいと思いますので、副会長席にお移りいただきたいと思います。

恐縮でございますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

[副会長は所定の席に着く]

○佐藤副会長 佐藤でございます。微力ではありますが、金子会長をお支えしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○金子会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから内容に入りたいと思います。

まず、子ども・子育て会議の運営について、事務局のほうからご説明を頂戴いたします。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から、資料3の札幌市子ども・子育て会議の運営について(案)と記載しているA4判1枚の資料があると思いますが、それに沿って説明をさせていただきます。

まず、大きく二つございますが、1点目の会議の公開について、この会議は原則公開とさせていただきます。ただし、会長が公開することで公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときなどは非公開とすることができると記載したところでございます。

次に、2点目の議事録についてでございますが、毎回の会議におきまして、事務局において議事録を作成させていただきます。その後、我々のほうで作成しました議事録の案を出席委員の皆様方にご確認いただきまして、その後、会長の承認により、確定させたいと考えております。

その後、議事録及び会議の配付資料につきましては公開といたしますが、1点目と同様、

公開することで公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときなどについては、全部または一部を非公開とさせていただくこともあります。

なお、発言した委員のお名前も原則は公開となりますので、ご了承願いたいと思います。

この取り扱いにつきましては、この会議のみということではなく、札幌市に設置しております附属機関の設置及び運営に関する要綱に沿ってこの会議でも同じ形で運用を進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○金子会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございました会議の公開と議事録の扱いについて、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、平成27年度からスタート予定の子ども・子育て支援新制度の概要につきまして、引き続き事務局のほうからご説明をいただきます。

○事務局(竹村計画担当課長) それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

計画担当課長の竹村でございます。

私から、資料4に基づきまして、子ども・子育て支援新制度の概要につきましてご説明を差し上げたいと思います。

まず、この新制度は、昨年8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法に基づく制度でございまして、先ほどもお話がございましたけれども、必要な財源を消費税の増税分をもって充てることとしてございます。

この社会全体による費用負担ということで、社会保障と税の一体改革によりまして、子育て支援の分野にもしっかりと充てていこうということで、一旦、約7,000億円を財源として確保しておりまして、幼児期の学校教育・保育、そして、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することによりまして、子育て支援の質と量の両面を拡充しようとするものでございます。

それでは、主なポイントでございしますが、まず1点目でございます。

こちらは、施設型給付の創設でございます。

これは、保育所、幼稚園、認定こども園、こうした施設を通じました共通の施設型給付を新たに創設することとしてございます。

これは、今まで別々の体系の中で行われてきました委託費の支払いや私学助成などを給付という形で一本化しようとするものでございます。それぞれの児童につきましては、保育の必要性を認定しまして、その認定内容に応じた給付を行うとしてございます。保護者は利用するサービスの量と世帯の所得の状況に応じた負担を行うこととしてございます。

2点目といたしまして、地域型保育給付の創設でございます。

ここに書いてございますように、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、さらには

事業所内保育の4事業につきまして、児童福祉法に基づく新たな認可事業と位置づけ、地域型保育給付という給付の対象とするものでございます。こちらも金銭給付の対象とするものであり、保育の必要性の認定に応じた給付、あるいは、保護者は利用するサービスの量と世帯の所得の状況に応じた負担を行うということにつきましては、先ほどご説明を申し上げました施設型給付と同じ仕組みでございます。

3点目は、地域子ども・子育て支援事業の実施についてでございます。

これは、地域の実情に応じた子ども・子育て支援ということで、子ども・子育て支援法に基づく13事業が法定されております。原則として、実施すべきものとされております。いわゆる子育てサロンといった地域の子育て支援拠点事業や利用者支援、あるいは、学齢児童につきましても放課後児童クラブが含まれております。

4点目は、幼保連携型認定こども園の制度の改善でございます。

これは、今まで学校として北海道から認可されていた幼稚園と児童福祉施設として札幌市から認可されていた保育所が同じ敷地内に設置され、北海道から幼保連携型認定こども園として認定されていたものが、新しい制度におきましては、学校及び児童福祉施設として、単一の施設として設置され、幼保連携型認定こども園として札幌市が認可をすることとなるものでございます。幼保連携型認定こども園という名称に変更はございませんが、単一の施設として札幌市が認可することとなることや、ここに勤務する職員が幼稚園教諭の免許状と保育士資格をあわせ持ちます保育教諭となるなど、制度として大きく異なるものでございます。

次に、右側の5として、施設・事業のニーズを踏まえた整備等の推進の義務づけでございます。

新制度は、私ども札幌市を含めて市町村が実施主体と位置づけられておりまして、地域の保育ニーズに基づいて札幌市が事業計画を策定するということになってございます。

この下のイメージのところをごらんいただきたいのですが、札幌市の未就学児童は約8万7,000人おりまして、この中から約1万5,000人、さらには、放課後児童クラブにつきましては、約1万3,000人をそれぞれサンプル抽出しまして、ニーズ調査を実施することとしてございます。

このニーズ調査を実施しました結果に対するサービスの供給につきまして、子ども・子育て会議でのご議論を経た上で、子ども・子育て支援事業計画を策定する予定としております。

なお、この計画策定にかかわるニーズ調査の実施につきましては、後ほど資料7-1で改めてご説明を申し上げる予定でございます。

最後に、これからのスケジュールでございますが、今年度はニーズ調査を実施いたしますとともに、委員の皆様方にご議論をいただきながら、条例などで定めるべき基準などについて検討をすることとしてございます。

平成26年度、来年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、秋以降、

平成27年4月からの新制度の開始に向けまして、給付などを受ける児童の認定や、施設・事業の認可など、必要な準備を行っていく予定でございます。

非常に雑駁ではございますが、子ども・子育て支援新制度の概要につきまして、私からの説明でございます。

引き続き、委員の皆様方からあらかじめお寄せいただきましたご意見、ご質問などのうち、このニーズ調査に関するもの以外のものについて、私から一括して回答をさせていただきたいと思っております。

お手元に本日お配りいたしました当日資料1をごらんいただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。認定こども園制度について、保育現場で就労している者にとって、多少の混乱が起こると考えられるため、利用者へのニーズ調査と同時に、現在働く人々への対応や聞き取りが必要だと思われるが、予定はあるのかというご質問についてでございます。

保育所などで働いている方のご意見につきましては、今後、開催を予定している市民向けのワークショップなどにご参加いただくなどいたしまして、ご意見などをお伺いすることとしてございます。

次に、2点目でございます。資格については、現在は幼稚園教諭・保育士の両資格保有者で対応とのことだが、今後、新しい資格として保育教諭が認定されていくのかというご質問についてでございます。

先ほどのご説明でも触れさせていただいておりますが、認定こども園におきましては、幼稚園教諭と保育士の二つの資格をあわせ持つ保育教諭が置かれることになるという予定をしております。

次に、3点目でございますが、認定こども園が拡充されることで、既存の幼稚園・保育園の運営・経営への影響については検討の視野に入っているのかというご質問についてでございます。

認定こども園でありましても、原則として、これから実施いたしますニーズ調査により把握いたしましたニーズの枠内で利用定員を設定することになります。しかしながら、現在、国におきまして、既存の幼稚園、あるいは、保育所が認定こども園化する場合は、ニーズの枠を緩和することが検討されているというふう聞いておりますことから、札幌市といたしましても、国の検討結果を踏まえつつ、こちらの子ども・子育て会議におきまして、対応につきましてご議論をいただきたいと考えてございます。

次に、4点目でございます。地域型保育給付の4事業について、どの事業を利用しても同じサービスの利用であれば負担額は同じなのかというご質問についてでございます。

こちらにつきましては、まだ国の検討途中でございますが、国から詳細は示されておりませんが、恐らく、4事業はサービスの内容が同一ではないということから、負担額につきましては、恐らく変わるものということが想定されるところでございます。

次に、5点目でございます。保育ママが増加している一方で、小規模保育所の構想もあ

るが、札幌市では、保育ママと小規模保育の体制がどのような方向で進む予定なのかというご質問についてでございます。

保育ママは5人以下、小規模保育は6人から19人と定員の規模が異なるものでございます。札幌市としましては、今後、ニーズ調査の結果を踏まえまして、保育ママですとか、小規模保育を含めた各種保育サービスの供給のあり方について検討をする予定をしております。

次に、6点目でございます。居宅訪問型保育について実施予定はあるのかというご質問についてでございます。

こちらは、いわゆるベビーシッターでございます。現時点では実施を予定しておりませんが、ニーズ調査の結果を踏まえまして、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、7点目でございます。量の検討とあわせて、質の検討、子どもの育ち、発達援助を保障できる環境の整備について、子どもの立場から考える場と機会を持っていただきたいというご要望についてでございます。

これは、ご意見にございますとおり、子ども・子育て支援につきましましては、何より子どもの立場に立って取り組むことが重要であると私どもも認識をしております、必要に応じて子どもの状況等を把握できるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、8点目でございます。有資格保育士の雇用が本当に困っています。家庭にいる保育士の雇用は短時間パートが主なので、雇用は限られる。保育の質を維持するためにも、処遇改善を含め、フルタイム稼働保育士雇用対策を進めたいというご要望についてでございます。

国におきましても、保育士の人材確保策を推進する方針を示してございます。札幌市におきましても、保育士の確保に向けまして、処遇の改善、あるいは、就業継続の支援などに取り組んでいるところでございます。

続きまして、9点目でございます。全体的に子どもを預ける、集団保育する制度の比重が大きくなってしまふのはしかりだと思ふが、外へ出ることのできない親子や子育てのしにくさを表現できず、家庭の中で悩んだり、苦しんでいる親子にどのように寄り添い支援できるかについても議論していく必要があるというご意見でございます。

こちらは、後ほど資料5-2に記載させていただいておりますが、委員の皆様にご議論をいただく計画におきましては、子どもの成長にかかわるさまざまな課題に対応するとしておりますことから、今後、計画を策定する過程で幅広いご意見を頂戴できればと考えているところでございます。

以上、あらかじめ委員の皆様方からお寄せいただきましたご質問やご意見などのうち、ニーズ調査に係るもの以外のものについて、私から一括して回答をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、しばらく資料4及び当日資料1、ただいまのご説明につきまして、委員の方々からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○山田委員

新制度について1点質問させていただきたいと思います。施設型給付と地域型保育給付と分かれています。この違いについて簡単にご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹村計画担当課長） 施設型給付、地域型保育給付、いずれも金銭給付ということで、保護者は利用されるサービスの量と世帯の所得の状況に応じて応能負担していただくことになっており、この施設型給付というのは、幼稚園、保育所、ここに書いてございます認定こども園、それぞれの施設を利用する場合の給付でございます。この地域型保育給付というのは、施設ではなくて事業でございます。小規模保育事業、家庭的保育事業、さらには、ベビーシッター、事業所内保育事業でございます。これが大きく異なることとなります。地域型保育給付というのは、従来は制度としてなかったものを、今回、新たに児童福祉法に基づく認可事業として位置づけをしたということとなります。

○山田委員 金銭給付については、保護者に払われるのではなくて、施設に払われるようになるかと理解しているのですが、地域型保育給付についても現在、認可外の保育所などが小規模保育に指定されていたりということがあろうと思うのです。施設に直接払われるという給付という点では違いはないということでしょうか。

○事務局（竹村計画担当課長） 今おっしゃったように、施設に対して給付をされることとなります。

○平野（博）委員 各委員からの質問、意見ということで、主な質問の1番で、課長はワークショップでというお話をされています。これは、僕が質問したわけではありませんけれども、8番にもあるように、重要なのは有資格者の雇用が非常に困難になっているということです。こういうことや保育士に対する今の労働環境も含めて、きちんと調査をすべきなのだろうと思っています。認定こども園になってしまうと、保育士が何か頑張って資格を取るというように聞いていますので、ただ単にワークショップでやられるということではなくて、きちんとした人数を確保した上すべきなのだろうと私は思います。その辺は、皆さんとご議論をしたほうがいいのだろうと思います。

例えば、札幌市の市立の保育士の就業年数と私立の保育士の年数の差は非常に大きいというふうに昔は言われていました。そういうふうに、働きやすい職場をまずつくるとすることも必要だと思いますので、ぜひ、その辺のご検討をよろしくお願いいたします。

○金子会長 一応、事務局のほうから今のご意見に対して、とりあえずご回答があればお願いします。

○事務局（花田保育課長） 保育課長の花田と申します。

今、私立保育園、市立保育園、それぞれ処遇については定期的に私どもでも調査はいたしておりますけれども、また今のご意見も踏まえましてご検討をさせていただきたいと思っております。

○柴田委員 質問の1のところ、今の説明では、今後、開催を予定しているワークショップでニーズの吸い上げを行うということで、添付資料の②にワークショップの説明が案として出ております。この中で、後で質問しようと思っていたのですが、平成25年は第1回、第2回、第3回と3回予定されておりますが、今は10月10日ですね。それから予定して3回でこれだけのニーズを吸い上げることが果たして可能なのか、また、働いている親を対象にするのであれば、夜もしくは土・日になりますね。ワークショップのニーズの吸い上げだけでこれが可能なのか、私はちょっと疑問に思っております。いかがでしょうか。

○事務局（野島子ども企画課長） 後ほど、この中身も含めてご説明させていただこうと思いましたが、今の質問に関する部分だけお答えをさせていただきます。

まだ今の段階で星印になっているのは、日にち、時間、こういったところに声をかけるかというところで調整しているところですから、そういった意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

また、現時点でこのニーズ調査をどうしていくかということにつきましては、無作為抽出の調査、放課後児童クラブの前調査、ワークショップということで、現段階でお示しできるものについてお伝えさせていただいているところでございます。先ほどのお話もございましたけれども、引き続いて、どういうことができるかも検討していきたいと思っておりますので、その案がある程度できた段階で、またこの会議にお伝えしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○金子会長 ほかにございませんでしょうか。

では、大久保委員、お願いします。

○大久保委員 質問です。

資料4の新制度の概要の3番目の地域子ども・子育て支援事業の実施のところの黒丸の二つ目に、ニーズがあるものについて原則として実施義務とあります。これは、市町村の裁量でここはやっていいということだと思っております。義務があるという判断はどこでどういうふうにされるものなのですか。

○事務局（竹村計画担当課長） 原則としては、13事業について、市町村は実施をしなければならないと言われております。ただ、当然それぞれの自治体の判断、実情などに応じてやらないこともできる、あるいは、包括的に事業として実施をすることができるというふうにと言われております。ただ、原則としては実施をしなければならないとされておりますので、私どもとしても、基本的には実施をする方向で検討はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

先ほどの質問用紙の主な質問の1番に関連して意見を言わせていただきます。

私も、働く保育士や幼稚園の先生方の意見を集める機会是非常に重要だと思っております。保護者については、今回、ニーズ調査がありまして、現場で働いていらっしゃる保育士、幼稚園の先生は、子どもの目線や子どもの視点と一番近い視点を持っていらっしゃる方々ですので、労働環境という趣旨だけではなくて、子どもにとってどういう制度がいいのか、どういう保育や教育がいいのかという視点は、現在、子どもと1日接している保育士や幼稚園の先生は、私よりも知っているぐらい詳しいと思います。ですから、先ほどのお話ですと、一つのワークショップはそういった方を中心にとすることを計画されているのかもしれませんが、重点的にそういう声を吸い上げる機会はぜひ設けていただきたいと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） そういったご意見も踏まえて、検討させていただきます。

○岡田委員 岡田です。

また資格のことです。認定こども園が拡充されていくと、そこで働く人は幼稚園教諭と保育士資格と両方を持っていないといけないというところで、現在、保育士のみを資格取得している人たち、幼稚園教諭のみを資格取得している人たち、両方持っている人たちという三つの種類のところで保育の現場をなされていると思うのです。今後認定こども園に就労を希望する人や、自分が勤めているところがそう変わっていったときに、持っていない部分の資格をこれからとらなければならない事態が出てくると思うのです。実際に就労して働いている中で、またもう一つの資格を取るということは時間的に非常に難しいところがあると思います。

この間のコンベンションホールでフォーラムを開かれたときに、5年を猶予にしてその間に資格を取ればというお話があったような気がするのですが、今持っていない資格をこれからとるというところにおいての骨子、予定、どんな方法でということ、あらあらだとは思いますが、そういう予定などがあればお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（竹村計画担当課長） 今、委員がおっしゃいましたように、5年間の経過措置を国は設けてございまして、幼稚園教諭の免許のみ、あるいは、保育士の資格のみを有している方が、その5年間でどちらかの資格を取りなさいというふうになっております。

本来、必要な単位数がありまして、詳細は持ち合わせておりません。軽減措置のようなものを設けてございまして、本来、幼稚園教諭を持っている方が保育士資格を取る場合に、本来であれば34単位が必要であると言われております。この経過措置の中では、特例によりまして、8単位でいいという特例措置が設けられていると聞いております。

○岡田委員 逆の立場はどうですか。

○事務局（竹村計画担当課長） ごめんなさい。幼稚園教諭を持っている方が保育士資格を有する場合には34単位のものが8単位でいいとなっております。今、手元に逆の場合という資料がございませんので、後ほど資料をお持ちしたいと思います。

○三井委員 今、ご質問されたことについてです。うちも認定こども園なので、保育士資格を持つ幼稚園教諭がおります。うちの場合は、両方の有資格者が多いのですけれども、中には保育士資格がない教諭もおりまして、今おっしゃられたように、8単位ですね。保育士が幼稚園教諭を取るためにはもうちょっと単位が多かったと思うのです。これに対して札幌市のほうで助成や、働きながら職員たちは資格を取らなくてははいけませんし、それについての負担は園になるのか、それとも札幌市のほうで助成されるのか、そちらはいかがでしょうか。

○事務局（竹村計画担当課長） 免許を取得される際の給付については、今のところは考えておりません。

○金子会長 品川委員、保育士の資格、保育教諭の資格のところではいかがですか。

○品川委員 今のことについてです。

先週でしたか、私もまだざっとしか見ていないのです。その移行期間に国のほうでやった調査が添付されておまして、例えば、必要な単位を取る講義を平日だったらどれぐらいの人が行けるかとか、週末だったら行けるかというような国の調査を同封してあって、多分、各養成校でそのことに協力してほしいということだったと思います。つまり、母校で取る場合が多分、多いということで、通常の昼間の講義だけでそれが足りるか、足りないかという問題もあると思います。

ただし、個人的に考えれば、今までの卒業生を見ると、例えば、この人は幼稚園教諭はいいけれども、保育士は難しいなとか、あるいは、その逆のパターンもあって、あえて資格免許を出さなかった卒業生もきっとどこの養成校にもいると思います。この経過措置の中でそういう人たちもみんな取れると考えられるということもあって、やはり先ほどから出ている保育の質というのは、ただ資格免許を持っていれば認定こども園の保育教諭として適格かどうかということとはまた違ってくるのです。小規模保育等もそうですが、その辺の質をどう札幌市はしっかりと担保していくのかは重要な問題かと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。資格を出す側もそれなりの苦労があるということでございます。

ほかにございませんでしょうか。

○平野（博）委員 小規模保育の定員は16から19名と言われております。この前、テレビで見ていたのですが、保育資格がない方もオーケーのような雰囲気のことを言っていたのが正しいのかどうなのか、そのことだけ確認したいと思います。

○事務局（花田保育課長） 正式にはまだ決定しておりません。今、国で検討している案では、小規模保育事業については、必要となる職員の半数以上が保育士の資格を有していること、資格を持っていない職員は研修を義務づけるというような案で検討しているところ

ろと聞いております。

○金子会長 とりあえず、半分は資格があるところから始めるということですね。

○山田委員 山田でございます。

今の点は、国からそういう指針が出されたということは私も見ていたのですが、最終的な決定権限は市町村にあると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（竹村計画担当課長） これは国の最低ラインとなりますので、そこから上げることはそれぞれの市町村で可能です。

○金子会長 私も新しい制度について一つだけ確認しておきたいと思います。

保育所については親の資格が従来ずっと言われていて、パートタイムも含めて働いている、あるいは、親の介護で自分の保育ができないなどの条件をつけて、それに合致する人が保育所の利用ができるという条件がありましたが、それ以外の幼稚園、認定こども園、地域保育給付型の施設全てでは親の条件を全く問わないということでしょうか。親が働いているとか、働いていないとか、そういうことは無関係にあらゆる子どもが、例えば、保育ママ、小規模保育、認定こども園は使えるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（竹村計画担当課長） 資料4の右側のイメージのところでご説明を省略させていただいたのですが、子ども・子育て家庭の状況というところに、1号認定、2号認定、3号認定、その他というふうにございまして、この1号認定というのは何かといいますと、満3歳以上で保育の必要のないお子さんのことを1号認定と言います。満3歳以上で保育の必要のあるお子さんのことを2号認定という言い方をします。それから、満3歳未満は、当然、保育の必要があるということになりますので、3号認定となります。また、その他でご家庭にいらっしゃる方で満3歳未満のお子さんについて、保育の必要がないお子さんはその他ということで、こういった大きく四つに分かれておりまして、それぞれについて利用定員をそれぞれの施設について設けることになっております。

したがって、それぞれの認定を受けたお子様については、施設の利用の対象となります。

○金子会長 その認定を誰がするかということと、どういう基準でやるかということは、もう決まっているのですか。

○事務局（竹村計画担当課長） 基本的には、市町村で認定を行うことになっておりまして、私どもが保護者の請求に基づいて認定させていただくこととなります。

○金子会長 基準というのは。

○事務局（竹村計画担当課長） 1号認定、2号認定とは、今の保育の必要があるか、ないかということですが、さらに、保育時間の短い、長いというものもございまして。そうした保育の必要量もあわせて認定させていただいて、それぞれの施設の利用料を決定させていただくこととなります。

○金子会長 もっと具体的にお尋ねしますと、保育の利用なしというのは、どういう条件のときにそういう判定になるのでしょうか。

○事務局（花田保育課長） 親の就労時間がどの程度あるかという基準になろうかと思えます。現在、保育所の入所に必要になる親の就労時間は、市町村によってそれぞれ若干異なっております。今、国はある程度統一した時間を設定したいということで検討しております。今、国は11時間の開始を予定しておりますけれども、11時間丸々でいいのかどうかということも議論されているようです。今、そこは正式に国のほうでまだ決まっていないという状況でございます。

参考までに札幌市の場合ですと、現在の保育所の入所の基準は週3日以上、1日5時間以上就労していて、トータルで週20時間以上勤務していることというのが条件になっています。

○金子会長 保育所はいいのですけれども、それ以外の認定こども園とか地域保育型給付施設についても、同じような1号、2号、3号認定でいくのですか。

○事務局（花田保育課長） 地域型保育給付については、基本的に3歳未満の保育が必要となる児童が対象となっております。

○金子会長 もっと具体的に聞くと、専業主婦で2歳の子どもを育てている人については、保育利用なしという認定ですか。今のご説明であれば、そういうふうになりますね。

○事務局（花田保育課長） 子育て支援としては、子育てサロンの利用というような形に……

○金子会長 つまり、1、2には非該当であるということですか。認定こども園は別ですか。

○事務局（花田保育課長） いえ、認定こども園の中には1号、2号、3号、全部入ってきますけれども……

○金子会長 そうすると、2番の地域給付型というところにはあいかわらず専業主婦はほとんどはじき出されるという理解になりますか。

○事務局（花田保育課長） こちらの対象にはならないと思っています。

○金子会長 そうすると、3番のサロンなり、そういう一時預かり、延長保育に関与するしかない。そうすると、従来とほとんど同じではないかという理解をしているのですけれども、今の話で大分わかりました。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

○ニコルス委員 ニコルスです。

先日の北海道の子育て支援会議に出たときは、仕事をしている、していないにかかわらず、子どもを預けることができるというのがこの新制度の一つだと私は理解をして帰ってきました。その辺は、今話を聞いて、どういうふうに理解をしたらいいのか。

また、ニーズ調査につきまして、私は小学生の子ども2人と保育所の子どもがいて、上の2人は幼稚園に行っていたのですが、認定こども園という言葉自体、今まで身近に余

りなかったのです。ここにお子さんの子育てに大きく影響すると思われる環境は何ですか、当てはまる番号全てに丸ということですが、このニーズ調査をする際に、全ての母親が理解できる認定こども園とは何かという説明を一つつけたほうが良いと思いました。

このたびの新制度について、私が最初にわからなかった言葉は、認定こども園という言葉でした。

○金子会長 二つのご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（竹村計画担当課長） 恐らく、働いている、働いていないにかかわらずというのは、3歳以上のお子さんについてのお話なのかと思えます。満3歳未満のお子さんにつきましては、地域子ども・子育て支援事業などで預かっていただくことになろうかと思えますが、満3歳以上のお子さんにつきましては、1号認定をしていただくことによって、保育の利用がなくても給付の対象になるということをおっしゃっているのではないかと思います。

それと、認定こども園も園というものはどういうものなのかということにつきましては、やはり、非常にわかりづらいということですので、注釈などをつけてニーズ調査を行っていくこととしたいと考えております。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 ほかにもご説明をいただく内容がございますので、資料4、あるいは、ニーズ調査を除いたご説明についてのご質問、ご意見はここで打ち切って、次に、この会議の役割及びこの会議で協議する新たな計画の策定について、事務局から資料に基づいてご説明をいただきます。

○事務局（野島子ども企画課長） それでは、私から説明をさせていただきます。

資料は資料5-1、5-2、資料6の3種類で、順次説明させていただきます。

なお、本日、今もいろいろ質問等が出ておりますが、きょうの会議で言い尽くせないことで、ちょっと聞きたい部分があるということがあれば、事務局の子ども企画にお電話をいただければ、後ほど回答ということもありますので、よろしく願いいたします。

それではまず、札幌市子ども・子育て会議の概要ということで、資料5-1の説明をさせていただきます。

大きく四つの項目に分けております。

1点目は設置根拠でございます。

これは、先ほどから出ております子ども・子育て支援法の中で決められております合議制の機関として、札幌市独自に子ども・子育て会議条例を制定して設置した組織でございます。この条例につきましては、本日お配りしております資料2において内容をご確認いただければと思います。

次に、2点目の委員という記載のところです。札幌市の子ども・子育て会議は、その設

置根拠も法律に基づいて制定させていただきますが、委員の構成メンバーにつきましても、国の子ども・子育て会議を参考に構成させていただいております。

下線部の①から⑤の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者と大きくこの五つの分野から25名を今回は委嘱させていただいているところでございまして、この25名のうち3名は子育て当事者ということで公募委員としてご就任いただいたところでございます。

次に、この会議では具体的にどういった事項を協議するのかというのが3番目の所掌事務でございます。

(1)から(5)までは、国で示している条文をそのまま記載しておりますので、それを札幌に置きかえたときに具体的にどういうことをするのかを囲みで、具体的な協議内容ということで①から④まで記載させていただきました。

①は、新たにつくる子ども施策に関する計画について、その策定とできた後の進行管理を行っていく形になります。詳しくは、資料5-2で改めてご説明をさせていただきます。

現在、さっぽろ子ども未来プランという後期計画が平成26年度まで、来年度まで計画期間が残っております。今回の計画におきましても、さっぽろ子ども未来のこれまでの成果を踏まえて作成する部分もございますので、そういったところの進捗管理も行っていただくことを考えております。

①、②は、これまでも札幌市内の附属機関にあったような内容で、もう一つ、③、④と新たに加わっているものがあります。3番目は、給付の対象となる施設・事業の個々の利用定員の設定です。これも、この会議で意見を聞くことになっております。

また、④番の幼保連携型認定こども園については、この設置の認可が指定都市になるということで、今回、札幌市の場合は、具体的に考えると①から④番の事項を今後協議していく形になります。

なお、このうち、定員の設定の問題と認可の問題については、具体的にこの会議でどう進めていくか、これについては、次の第2回の会議で事務局として案を提示したいと考えているところでございます。

最後の4点目の今後の開催スケジュールでございます。

先ほどの資料4では、今後の大きな新制度に向けての準備全体のスケジュールをご提示させていただいたところですが、ここでは、会議そのものの今後の開催スケジュールということで、25年度、26年度、施行後の27年度以降の大まかな予定を記載させていただいております。

まず、25年度につきましては、きょう、ニーズ調査の内容を検討させていただいて、第2回については11月から12月の時期で、現在のさっぽろ子どもプランの分析と定員の設定や幼保連携型認定こども園設置に関する部会の報告、設置の内容について協議したいと思っております。

第3回目は来年の2月から3月の間に開きまして、今回、実施するニーズ調査の結果の

報告とあわせて、26年度に具体的に策定する計画骨子の作成をしたいと考えております。計画そのものの策定については、26年度の10月をめどに素案を確定させていただきたいと考えておまして、その計画ができたことを踏まえて、27年以降の実際の子ども・子育て新制度の対応について考えていきたいと思っております。

この会議自体は、計画策定後もその進行管理なり、先ほどの所掌事務の(3)(4)の事務がありますので、27年以降も定期的を開催していくことを考えているところです。

会議の概要につきましては、以上でございます。

今の資料5-1の具体的な協議内容、札幌市の新たな子ども施策に係る計画、どういったイメージでこの計画をつくっていくのかということにつきまして、資料5-2のA4判横の資料に基づいて簡単にご説明させていただきます。

今回の新たな子ども施策に係る計画の策定についてということで、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年計画となっております。現在の子ども計画でありますさっぽろ子ども未来プランは平成26年度をもって期間が満了となりますので、時期的にはそれ以降の計画という形になります。

現在、中心になるのは、子ども・子育て支援事業計画、一番この左の枠に(新)と書いております。子ども・子育て支援事業計画ということで、子ども・子育て支援新制度の対応を盛り込んだ子ども・子育て支援法に基づく計画ということで、ここでは、この計画に必ず盛り込まなければならないという国から示されているものがございます。そういう部分を中心に計画に盛り込んでいきたいと考えております。

加えて、国のほうでは、任意記載という表現でもありますが、それ以外の他の重要課題ということで、ちょうど四角の輪が重なるような形で記載させていただきました。母子保健、両立支援、要保護児童対策、子育て支援等々、現在のさっぽろ子ども未来プランでも課題として取り上げられている部分も一番左の支援事業計画の中に盛り込む形でつくっていきたいと考えているところでございます。

あわせて、札幌市には、子どもに関する計画がほかにもございます。一番上の枠の右の二つですが、子ども・若者計画と権利推進計画の大きく二つございます。

子どもから若者へということで、最近のいろいろな課題を考えますと、長い将来を見据えた上で、現在、どのような形で施策を進めていったらいいかという視点も大事ですので、子ども・若者の社会生活で困難を抱えている方々に対する支援策もこの中に盛り込みたいと考えておりますし、今回の子ども・子育て支援事業計画でも、子どもの権利が位置づけられる部分が基本にございます。それにつきましては、既に札幌市で、子どもの権利条例に基づき、子どもの権利推進計画を策定しております。その計画がちょうど平成26年度をもって終わることになっておりますので、それも踏まえた上で、かなり包括的というか、かなり範囲の広い計画づくりをしていきたいと考えております。

ただ、この際、基本的には子ども・子育て会議で計画を策定していくことを考えておりますけれども、子どもの権利推進計画につきましては、その計画の策定に当たったのは、

条例の右下にございますが、札幌市子どもの権利委員会という附属機関を既に設けておりました、そこでいろいろと現在の計画づくりに当たって中心的な役割を果たしております。この組織は、引き続き、そういった権限、役割がございますので、この権利推進計画分については子どもの権利委員会が審議する部分をこの子ども・子育て会議のほうで途中、いろいろ審議経過報告を踏まえて、意見交換をしながら最終的には一番上の四角、新たな子ども施策に係る計画の中で取り組む形で計画をつくっていきたいと考えております。

そういう意味では、子ども・子育て支援事業計画という今回示された部分が核になりますけれども、それにかかわる重要な課題もその中に全てかかわりを持たせる形でこの計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

計画の柱立てを具体的にまだ整備していないものですから、イメージ的な話にならざるを得ない部分もあるのですけれども、我々としては、現段階では、かなり大きなくくりで子どもの育ちを捉えていきたいと考えているところでございます。

引き続きまして、最後は資料6でございます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

実は、各自治体において支援事業計画を策定することが義務づけられておりますが、その策定に当たって、現在、国が設置しております子ども・子育て会議において、具体的にそれぞれの自治体でどういった内容のものを決めたらいいのかということ、今、基本指針という形で検討しております。我々も、基本的な部分ののっとなってこの計画をつくっていくということでございます。そういう意味では、正式にまだ確定していないものですから、「（案）」の状況でございますが、この基本指針に基づいて我々は計画を策定していかなければなりません。それが基本部分で法律に決められているという大前提で、計画の枠組みがつくられているということを押さえていただければと思います。

この基本指針の体系については、1枚目の丸の二つ目に、第一から第六までございます。それぞれの名称で、この六つの柱にのっとなってつくっていくというイメージでよろしいかと思います。これは、法律の条文に沿って記載しておりますので、若干長い文章にはなっておりますが、法律の文言をそのまま引用していることをご理解いただければと思います。このうちの第三の子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項は具体的に我々がこれから計画を進めるに当たっての中心になるところなのかと思っております。構成としては、計画の作成に当たって、どういったことに配慮したらいいのか、それが第一の子育て支援の意義に関する事項とか第二の基本的事項で定めておまして、第三で、実際につくった計画の中で、特にその中で必要な部分ですね。ここでは、第四は関係機関との連携とか、第五ではワーク・ライフ・バランス、第六はその他総合的な施策ということで、大きく言えばそういう流れになろうかと思っております。

特に、今回、第一から第六までについて簡単にご説明をさせていただきますが、一番大事だと言われているのは、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項でして、四角の

枠で囲っておりますが、四角の枠の一番最初の丸に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本といたします。

二つ目には、障がい、疾病等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子ども、その家族も含めて、全ての子ども・子育て家庭を対象にしますということです。それぞれのサービスの受け手としては、事情によって受けられるもの、受けられないものがそれぞれあるかと思えます。まず、対象に捉え方としては全ての家庭を対象とするという基本的な形を設定させていただいています。

その後、もう一つの特徴としては、乳児期、幼児期、学童期というそれぞれごとにどういったことが必要なのかということを整理した上で、四つ目の丸の子ども・子育てについては、保護者の第一義的責任といった基本的認識を明確にした上で、子ども・子育て支援ということは、保護者に寄り添う支援を通じて、保護者が自己肯定を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、よりよい関係を形成していく、それが結果として子どものよい育ちにつながっていくといった意義を第一のところで強調しております。

次に、2ページ目に移ります。2の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項です。

ここは、丸を二つ記載しております。先ほどの子ども・子育て支援の意義を踏まえまして、一義的には、住民に一番近いところにあります市町村をまず実施主体として位置づけ、施策を展開するに当たっては、現在の利用状況だけではなく、今後の利用規模も把握しながら計画を策定すること、計画的に実施すること、そういうことが第2点目で記載されているところでございます。

次は、2ページの3の子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項ということで、ここも幾つか項目が分かれておりますが、初めに記載されているのは、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とあります。このうち、1点目が教育・保育提供区域の設定ということです。この基本指針においては、現在の利用状況や今後の利用の希望、量の見込み、そういった要望に対して行政としてどういう施策を提供できるかという確保方策です。それを設定する単位として地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域をまず設定し、それに基づいて調査を行ってくださいという基本的な考え方を示しております。

2点目につきましては、5年間の計画でございますが、各年度において、幼児期の学校教育、保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期についてきちんと明記してくださいという記載になっております。

3ページに、かなりシンプルな表でございます。①に調査を踏まえた上でどれだけのニーズがあるのかということ①に記載して、それに対して、②で確保の内容とあります。ここでは、施設型給付と地域型保育事業とあわせて記載しておりますが、この例でいきますと、「0-2歳保育の必要性あり」というのがニーズとしては200人で、ここで確保できるもののうち、認定こども園が80名、地域型保育事業が20名、差し引くと100

名マイナスが出てきます。こういう部分をどうやって埋めていくかということで計画的に②の部分をつまみ食いして、3年目には、認定こども園、幼稚園、保育所も150人になって、地域型保育事業が50人になって、トータルでプラス・マイナス・ゼロになり、そこで基本的にはニーズに合致した提供になるということです。かなりシンプルではありますが、こういう基本的な考え方に沿って計画もつくっていく形になっていきます。

同じような考え方は、3ページの表のすぐ下にあります(3)の地域子ども・子育て支援事業の13事業がございしますが、これについても、基本的には同じような考え方を踏襲しております。これも、かなりシンプルな表で、下のほうに表として、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業ということで、それぞれ記載しております。

ここでは、地域子育ては3年間でちょうど需給が一致していますが、放課後児童健全育成事業は1年目は200人に足りない、2年目は100人になって、3年目で解消という形の記載になっており、これを踏まえてつくっていく形になります。

次に、4ページ目に移ります。4ページ目では、一番上に幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容を記載するというところで、先ほどもいろいろ意見が出ておりましたけれども、認定こども園を普及させる背景、必要性、また、保育所、幼稚園、小学校の連携、小規模事業者等の地域型保育事業者と教育保育施設の連携ということです。今回の計画の中では、いろいろな機関の連携というのも一つのキーワードのような形で捉えられている部分がありますので、そのあたりも踏まえて計画をつくっていくことになろうかと思っております。

最後に、4ページ目の中で市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項というものがあります。これまでの説明の部分は、必須記載事項ということです。これは、必須と言われているので、この項目は必ずつくらなければなりません。内容は、調査の結果を踏まえて自治体の実情に応じてという形になろうと思いますが、以下の(1)から(3)については、任意記載事項ということで、それだけを見ますと、書いても書かなくてもいいような表現にとられるかもしれません。ただ、中には非常に重要なことが書かれておりますので、基本的には、この中で選んでというより、我々はこういった部分を踏まえて計画の案はつくっていきたくて考えております。

1点目は、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保ということで、現在も休業中の保護者に対して情報提供等があります。育児休業満了時から保育所等の利用を希望する保護者が速やかに利用できるような環境を整える必要があるだろうということで、そういった部分を踏まえた施策の重要性を記載しているところです。

2点目は、この基本指針というのは、自治体の規模にかかわらず、全ての市町村がつくることになっておりますので、それぞれの市町村ごとに事情は違うのですが、(2)では、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携ということで、ここに書いてあります児童虐待防止の対策の充実、母子家庭、父子家庭の自立支援の推進、障がい児など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実というものがご

ざいます。札幌市の場合は、児童相談所を設置しており、特に道の規定を待たずに札幌独自で取り組むことができる部分もありますので、そこは札幌市ができる部分ということで記載をしていきたいと思えます。

3点目は、いわゆるワーク・ライフ・バランスについての連携、推進の記載について触れております。

当初、夏ぐらいには基本指針がまとまるという話ではあったのですが、まだ正式に通知で決まりましたという連絡が来ていません。そのため、「(案)」の状況ではございますが、決まりましたら、また情報提供させていただくとともに、今後、計画の案をつくるに当たっては、この基本指針との比較といえますか、どういった部分でそれを踏まえていくかということも説明しながら、皆様方のご意見を伺っていきたくて考えております。

以上、子ども・子育て会議の概要と、我々が現在考えている計画のイメージと、計画をつくるに当たって準拠しなければならない基本指針の三つについて説明をさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○前田委員 幼稚園連合会の前田です。

この計画の策定の内容はよくわかりました。この策定に当たって、一番大事なところは公定価格だと思っております。その公定価格が平成26年度の年度当初となっておりますので、5月もしくは6月に出るだろうという話で聞いております。札幌市は札幌市で市町村独自の公定価格というふうに決めていく形になると思えます。もし5月あたりに国から示された場合、いつごろ最終的に札幌市の公定価格が決まっていくのかという時期だけを教えていただきたいと思えます。それについては、子ども・子育て会議で最後は決めると思えますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

○事務局（竹村計画担当課長） 公定価格につきましては、今、国の子ども・子育て会議の中で議論をされております。国からは、来年の春ぐらいには示せるのではないかとというふうに聞いております。当然、それを受けて、私ども札幌市として公定価格を具体的に幾らにするのかということを決めていかなければなりません、やはり、各施設、特に幼稚園にとっては、その公定価格が幾らに設定されるのかによって、施設型給付としての幼稚園になられるのか、現在の私学助成の幼稚園として27年度以降もおられるのか、あるいは、認定こども園という選択肢と、いろいろな選択肢があろうかと思えます。法人としてのご判断もしていただかなければならないということもありますので、私どもとしては、なるべく早い時期に公定価格を子ども・子育て会議にお示しした上でご議論をしていただきたいと考えております。めどとしては、夏前には決めないと、今申し上げましたように、27年度以降にどうされるかという判断にかかわってまいります。それは、国が来年の4

月という話をしておりますけれども、国から示され次第、早々に検討させていただきたいと考えております。

○前田委員 それについて、幼稚園の中で、私学助成で残る幼稚園と施設型給付で残る幼稚園で、保護者の納める保育料負担も変わってくると思います。給付の幼稚園のほうは就園奨励費もなくなりますから、その分、差し引かれて、かなり安くなることも想定されると思います。やっぱり、保護者も混乱してきますし、幼稚園の業界としてもどのような形をとるかという議論をする時間も欲しいので、夏といっても、6月もあれば8月もあればいろいろだと思いますので、できるだけ早く示していただけるように国にも要請していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山田委員 山田でございます。

資料5-1の札幌市子ども・子育て会議の概要の3のところです。3の(3)と(4)について伺いたいのですが、利用定員の設定に関する事項というのは、各施設の定員を何人にするかというところまで具体的に決めていくことになるのでしょうか。

それから、(4)については、認定こども園の設置の認可等に関する事項とありまして、先ほど、小規模保育所の基準は最終的に市町村で決めるというお話があったと思うのですが、小規模保育所の基準についても(4)の中に含まれてくるのか、(3)と(4)の具体的な内容を教えていただければと思います。

○事務局(竹村計画担当課長) まず、利用定員につきましては、具体的に割り振りをさせていただくことになると思います。

例えばですが、ニーズ調査を行って、ある区で100人分の供給量が必要であるというニーズが出てきたとした場合に、その100人分を具体的にどういった施設に割り振っていくのかということは、その利用定員を各施設に割り振っていくということで、当然必要になってくると考えております。

○事務局(花田保育課長) 地域型保育の設備や運営の基準は、条例で定めることになりまますので、その前には会議のほうにご意見を伺うことになると思います。

○山田委員 それは、部会の中で検討する事項に含まれることになりまますでしょうか。

○事務局(花田保育課長) 部会のほうで検討することになると思います。

○金子会長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 実は、もう一つ重たい議題がありますので、資料5-1から資料6についての質疑応答は終わりました、次に、計画策定にかかわるニーズ調査の実施について、資料に基づいてご説明をいただきます。

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から、資料7-1から資料9-2まで、いろいろな資料を交えながらご説明させていただきたいと思います。

まず、資料7-1、計画策定に係るニーズ調査の実施概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

1点目の名称ですが、今回の調査としてはA、Bの二つのニーズ調査という形で実施をさせていただきたいと考えております。一つは、札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査でございます。もう一つは、今回、放課後児童クラブの場合は、どうしても対象学年が小学生ということで、対象が若干違うということで、放課後児童クラブ調査については別に調査をしたいと考えております。

この調査の目的はそれぞれございますけれども、基本的には、現在の保育の状況、教育の需要量の見込みと、こういった提供体制を整えることができるかについて、現在の利用状況プラス将来の利用規模を把握するため、今回、調査を実施させていただきます。

また、放課後児童クラブにつきましては、現在利用している方全員に調査をしたいと考えておまして、それについては、今後の施設整備の基準の策定の際の基礎資料にしたいと考えております。

次に、3点目の調査の概要でございます。先ほどの説明でもありましたが、調査対象Aにつきましては、就学前児童のいる保護者1万5,000世帯を無作為抽出して実施したいと考えております。

また、Bの放課後児童クラブについては、現在、児童クラブを利用している約1万1,500世帯、民間児童育成会を利用中の約1,300世帯にそれぞれ調査を実施したいと考えております。

Aは郵送調査、Bは各施設調査、ただし、民間児童育成会については郵送で回収したいと考えております。

スケジュールについては、10月下旬から11月上旬にかけて発送しまして、11月下旬から12月上旬にかけて調査票の回収をします。一旦、単純集計をさせていただきまして、それを踏まえて、最終的には2月から3月に開催する札幌市子ども・子育て会議の中でその報告をさせていただきたいと考えております。

今回、事前に資料8であらかたニーズ調査の案をお示しさせていただきました。これについては、国のほうで調査票のひな形が示されており、Aについては、それに基づいて実施することになっております。基本は国ベースではありますが、札幌市としての必要な加除修正も行っており、資料7-1の裏面の青字の部分につきましては、各施設事業の量の見込みを把握する項目で、基本的には国の指示で変えないでくださいと言われているものでございます。

黒字の部分につきましては、国の調査をもとに加除修正、もしくは独自に追加した項目ということで整理しましたが、Aの調査については、非常に件数が多いですので、別に資料7-3のほうで整理をさせていただきました。

続きまして、5の調査の実施に当たり今回の会議で確認いただきたい主な事項ということで、(1)(2)ということでそれぞれ記載させていただいております。

まず、(1)教育・保育提供区域の設定についてです。

これは、無作為抽出のニーズ調査のみでございます。この区域をどういう提供区域に設

定するかということで、②番のところですが、札幌市における教育・保育提供区域ですが、事務局案としては、行政区を想定して考えました。ここで、それぞれ行政区と小学校区、中学校区ということで、どちらかがよくて、どちらかがだめということではなく、それぞれメリット、デメリットあります。我々としては、今回の調査をもとに一定程度ニーズを把握しなければならないということを考えると、小学校区、中学校区を対象にすると、抽出する数がちょっと少なく、調査をしても、それが本当に現実に対応できているかという推測がなかなか難しいことや、実際に小さな単位ごとにそれぞれ全て地域の保育所とか幼稚園を整備するのかというもなかなか難しい部分があります。したがって、札幌としては、今回、行政区ということで調査をしたいと考えて、この調査案をつくらせていただいたところでございます。

また、この調査につきましては、どこの自治体、市町村でもやっております、指定都市もこういった部分で情報交換をさせていただいております。やはり、指定都市は同じ課題を抱えておられて、聞いたところでは、ほとんどの指定都市が行政区単位でやるということで報告を受けているところです。

(2)の調査内容については、後ほど、当日の配付資料として、事前に皆様方からご意見を頂戴している回答がございますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

ここでは、我々としては、教育・保育提供施設については行政区ということで提示したいところでございます。

続きまして、資料7-2でございます。これにつきましては、札幌市における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業と、いろいろな名前はついてはいますが、実際にやっているものもあります。そういった部分を含めて、札幌市の状況が実際にどういうものかということをご説明させていただきます。一旦、ここでは24年度の実績から27年度の見込みまでの4カ年分を示しているところでございます。

これについても、質問が幾つか出ている部分がございますので、それは後ほど説明をさせていただきます。

この資料7-2は表と裏と両方記載しているところです。

次に、資料7-3、札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査項目一覧ということで、A4判で2枚物の資料でございます。これは、資料8のニーズ調査の項目を一覧で示しております、このうち、丸のついたものは国が全国共通の項目として設定したもので、自治体独自の変更が制限されている項目でございます。聞くところでは、国のほうも各自治体がきちんと進んでいるかというのは統計的に整理したいということもあるものですから、これについては、あるところとないところと集計しづらいという関係で、変えないでほしいと言われていたところございます。

全体で38項目ございまして、そのうち26項目が青字になっております。そういう意味では、全体の3分の2ほどが必須の項目という形になっております。

また、黒字で印刷されている部分も、国のたたき台をもとに修正を行った項目や、札幌

市が独自に追加した項目もございます。

あと、全体的な設問の構成につきましては、資料のAから2枚目の最後のKまで大きく11に分類しております。最初のほうは、基本的な事項ということで、Aについてはお子さんの家族の状況や、子どもの育ちをめぐる環境についてお伺いしております。その次のCから次のページのD、E、F、G、H、Iまでは、主に利用量の見込みなどを算出するために必要な項目であります。

このうち、Cについては保護者の就労状況について、1枚めくっていただいて、裏面はDからFです。これは、平日、休日それぞれの定期的な教育・保育の状況について調査をさせていただくことと、病児、病後児への対応状況についても伺いたいと考えております。

裏の一番下のGでございます。不定期な一時預かりについての調査で、2枚目の一番上のHは、子育てサロンの利用についての調査です。Iについては、ここでは就学前の子どもがいる世帯に聞いていますが、学童保育のところも含めた放課後の過ごし方についても記載をしているところでございます。

また、Iの調査対象については、国のひな形どおり、5歳の未就学児童を調査対象としていまして、先ほど説明させていただいたBという形の資料で、放課後児童クラブについては、別途、アンケートを実施させていただきます。

次に、Jのところでございます。これは、妊娠、出産、育児休業等の状況について調査するというところで、産後の休業、育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保とか、ワーク・ライフ・バランスです。先ほどの話では、基本方針の中の任意的記載事項の中に入っていた部分がここに該当するのですが、そういったものについてここで意見をお聞きしたいと考えております。最後は、子ども関連施策全体について自由記載も含めて要望等を記載していただきたいと考えているところでございます。

また、先ほどもちょっと議論が出ていましたが、これ以外にも、市民の意見の把握の手段として、ワークショップを開催させていただくということを今回お示しさせていただいております。今回、調査のご協力をいただいた方でこのワークショップに参加してもいいという人がいれば、その希望の調査もあわせて今回の無作為抽出の調査の中で取り入れたいと思っております。人数的な限りもありまして、希望した人全員がワークショップに参加できるかどうかの確約はできませんが、いろいろな方に話を聞いていただきたいところもありますので、そういった手法も取り入れていきたいと考えております。

続きまして、資料8でございます。

札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査（案）についての説明でございます。一番最初に表紙がございますが、1段目の枠で、この調査へのご協力を掲載しております。何よりも、調査結果が今後の事業に活かされていかなければならない重要なものでありますので、そういったことも理解いただけるような内容で記載したいと考えております。

2段目の枠につきましては、調査票記入に当たっての要点等を記載したいと思います。

表紙については、今回はかなり大々的な調査になりますが、どこまでご協力をいただけ

るかという課題もありますので、そういうことにもできるだけ対応していきたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。ここは、お住まいの区を伺って、同様に9ページの上段の間20-3、次のページの10ページの下段の間21、間21-1で、教育・保育事業の利用状況や今後のニーズについて提供を受けたい区ということで、先ほどの案を踏まえて行政区ごとの整理をさせていただいております。

また、それ以外の設問の詳細については、一度ご送付させていただいて質問等もいただいておりますので、一旦の説明は割愛させていただいて、後ほどの質問の回答を含めて改めてご質問等を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事前にお配りした添付資料について説明させていただきます。

添付資料①と②を事前にご送付させていただきました。

これについては、資料8にあります調査票を送る際にあわせて調査票を記入する際の参考資料として、調整票とあわせて市民にお配りしたいと考えております。

別添資料①につきましては、事業の内容と利用料及び常設子育てサロン一覧表ということで、1枚おめくりいただくと、現在提供しているもののうち、こういった事業がどのように行われているかということで、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、一番裏に常設子育てサロン一覧表があります。今回はかなりボリュームのある調査で、先ほどの委員のご発言にもありましたように、初めて聞く言葉もあろうかと思っております。ただ、限りがあるものですから、全てを網羅するというわけではないですが、本当に最低限の部分について記載して、これを参考にしていただければということで同封させていただきます。

例えば、添付資料①の中で、先ほどの資料の8のニーズ調査で、間21を見ていただきますと、ここでは、今後、利用したい定期的な平日の教育・保育事業の設問内容となっております。設問としては、1の幼稚園から10の居宅訪問型事業ということで、この回答に当たって、先ほどの別添の資料の①も参考にご回答をいただければということです。

また、表紙の裏の常設子育てサロン一覧表でございますが、現在行われているものの名称と実施場所を一覧で整理したものでございます。資料8の調査票でいくと、間28で子ども子育てサロンの話、間28と間28-1で利用状況や今後のことについて記載しておりますので、この添付資料の部分を参考にしていただければと思っております。

以上が資料8の添付資料①の説明でございます。

続きまして、添付資料②のワークショップの考えでございます。

これは、まだ日付が入っていませんけれども、実際に調査票を同封するときには日付を入れて送る予定です。きょうは、日程調整の段階ですのでまだ入っておりません。先ほど出された意見も踏まえた、調整をしていきたいと考えております。

今回の質問にもありますし、きょうの発言にもございましたけれども、子ども・子育て支援新制度を支えていくには、単に子どもがいる世帯、子どもにかかわる人だけではなくて、社会全体で理解した上で進めていかなければならないというのが大前提になろうかと

思います。今回、国の指定で、ニーズ調査については、就学前の子どもの世帯を対象ということで話が来ている分も踏まえてニーズ調査をさせていただきますが、それだけでは十分だと我々も思っておりませんので、とりあえず、今回提示させていただくのはワークショップという形で、当然、無作為抽出で、意見を言いたくても言えない人もいるかもしれません。保護者、幼稚園、保育所の従事者、子育て支援にかかわる市民活動団体、また、若い世代の理解も大事ですので、大学生とか専門学校生の方々も含めて、こういったワークショップでいろいろ意見を聞いていきたいと考えております。

これにつきましては、先ほど委員もおっしゃられていましたように、9月23日に、国が主催の子ども・子育て支援新制度フォーラムということで、幾つかパネルディスカッションを通じていろいろご意見をいただきました。特に、パネリストの一人が、調査票を見るとかなり面倒だと思うかもしれないけれども、ぜひ協力してほしいと呼びかけていただきました。我々も、できるだけ協力をいただけるような工夫はしたいと思いますが、何とか回収して施策に反映できるものにしていきたいと考えております。

資料9-1と9-2につきましては、放課後児童クラブについてそれぞれアンケートをとっていきます。実際に利用されている方全員を対象にそれぞれ調査を実施していきたいと考えております。

以上、ニーズ調査の事前にご提示させていただいた資料の説明でございます。

続きまして、事前に送った中で幾つか質問をいただいておりますので、それに沿って簡単に回答をさせていただきたいと思います。

まず、当日資料の2-1をごらんいただきたいと思います。

初めに、資料全般についてということで、大きく三つほど事前に質問をいただいております。

この部分については、1点目として、調査目的Aのところ、必要量の見込みの後に質的な拡充も追加してほしいというご要望がございました。ご指摘の質的改善については重要な視点でございますので、そういった部分も表記の工夫をして取り入れていきたいと考えております。

もう一つ、資料7-2で、幼稚園保育室についてサービス提供状況のH27欄で認定園数と定員が前年より減っているのはなぜかということです。幼稚園保育室につきましては、もともと26年度までの実施予定ということですので、27年度以降は実施終了となるという部分で一旦整理をさせていただいております。

調査票全般について、設問数が多く、回収率が低くなる可能性がある中で、回答者の中から抽選で何人かに景品を渡すなど、回収率を上げるための工夫が必要ではないかというご意見がございました。

これについて、何ほ必要だとは言いながらも、確かに質問項目が多いのも事実でございます。一旦、我々はこの調査票を送らせていただきましたが、その後、ほかの質問でも代用できるものや、重複している部分や、多少整理をして質問の項目は少し減らしていきたい

いと考えております。

また、見やすさやわかりやすさという部分については、引き続き精査させていただくとともに、この調査も、いきなり家庭に着くタイミングですね。例えば、マスコミの方にご協力をいただいて、こういう調査を実施するので、もし来たらご協力をお願いしますみたいな情報提供の依頼もしながら回収率の増加に努めていきたいと考えております。

質問数だけを見ると、現在、さっぽろ子ども未来プランも同じように無作為抽出で調査をさせていただいて、その回収率が大体46%ぐらいです。質問数的には本当は100%がベストで、現実的には対応できない部分がありまして、それが一つ参考になる数値かと思っておりますが、それを超えるような形で何とか努力したいと考えております。

次に、2番目の個別の設問に関することです。大きく意見の趣旨を設問の追加、選択肢の追加、文言修正等、大きく三つを記載させていただきました。

設問の追加というところでは、質問数を絞れるものなら絞れたほうがいいかなということで考えておりますので、設問数を絞り込むことで対応したいと考えております。この質問項目そのものは原案どおりにしたいと思います。ただ、ワーク・ライフ・バランスについては、札幌市が指標達成度調査という別の調査を毎年実施しているのですけれども、そこでも同趣旨の調査を実施するので、そことのあわせわざで状況把握をしたいと考えているところです。

選択肢の追加ということで、大きく四つほど挙げさせていただきましたが、選択肢を絞り込むという部分で原案どおりとしたいと思います。ただ、ご意見と類似の選択肢があるものについては、この意見を踏まえて、既存の選択肢と文言をちょっと変えて対応したいと考えております。

一番下の文言修正等については、ご指摘のとおり部分もありますので、ご意見を踏まえて、わかりやすさ等を考慮した文言に修正したいと考えております。

裏面です。添付資料についてということで、先ほど資料1で札幌市が実施しているいろいろな施策の状況を記載して、これを調査票と同封しますという話をさせていただきました。そのところで2点ほど質問がありまして、1点目は、保育等の時間や休日も入れたほうがいいのかということです。これについては、このご意見を入れて、保育等の時間や休日を追記したいと思います。

小規模保育事業の利用料が未定となっているのはなぜかということです。これについては、現時点で国から詳細が示されていないので、現在は未定という整理をさせていただいております。

なお、施設定員については、ご指摘のとおり、まだめどが立っていないということで確定していないことから、未定という記載をさせていただきました。

続いて、当日資料3でございます。

Bのところ放課後児童クラブ調査に関する意見と事務局の回答というA4判横の資料でございますが、それぞれ4項目記載させていただいております。

1点目は、国のガイドラインで40人程度がよいということで、そういう文言のほうがいいのではないかというご意見です。設問の中で40人程度が望ましいと包括的に書いていますので、1は2の施設状況と対比しているということで、原案どおりでよろしいと考えております。

また、選択肢の追加ということで、近くに学童保育所がない、資料9-2のほうでは問12のほうに近くに児童クラブがないという項目があるのに、こちらに入れたらどうかということです。ご指摘のとおりですので、選択肢を加えたいと思います。

3番目は、外遊びができるというものを追加できないかということです。これについては、設問項目を余りふやさないということと、この選択肢の豊富な活動内容や行動に含まれるのではないかということで、原案どおりにしたいと考えております。

また、問12の選択肢が二つふえる結果、三つまでの回答を四つまでにふやせないかということでしたが、我々としては、まず、優先順位としてどういったものが重要なのかという捉え方をしたいと考えているものですから、優先順位で三つと変えずにしたいと考えているところでございます。

以上、長くなりましたが、私からの説明を終わらせていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

本当に大規模な調査が間もなく実施されるということでございます。調査の場合は、規模、有効回収率、調査内容項目、分析の方向性みたいなものが絶えず議論されるわけですが、今の段階では、見込みがどの程度かということも含めて、示されているのは調査票の原案でございますから、それらに関しまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○品川委員 ニーズ調査について事前に意見票をお送りしなくて、この場で申し上げるのは大変恐縮です。今後の子育て支援の基礎資料としたいというお話がありましたので、問5のあたりで配偶者の有無については聞いているのですが、基本的な世帯状況ですね。同居家族についてここで聞いてはいかがかと思いました。つまり、核家族なのか、拡大家族なのか、それによって子育て支援の有無は変わってくると思いますので、基礎資料としてはそれがあつたほうがよいと思いました。

さらに欲を言えば、近隣に祖父母がいるかどうかも本当は欲しいところです。ただ、全体的に設問を少なくしていく方向だと思いますので、そちらはご検討をいただいてということ。同居家族については、ぜひお願いしたいと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） 後で検討させていただきますが、恐らく、ほかに影響を与えない程度の修正はできると思っております。

○金子会長 スペースの点では、2ページがあいていますので、そちらのほうに少しずらすことは可能だろうと思います。私も、調査の専門家としては、今のご意見は賛成です。

配偶者がいる、いないだけではなくて、家族の内容によって子育て支援は随分変わってきますので、可能であればお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○柴田委員 柴田でございます。

今、金子会長もおっしゃられたように、すごく大規模な調査であります。そして、この調査は、1年に1回とか2年に1回ということではなくて、そうそうできるものではないので、行政は優先順位というおっしゃい方をしていますが、大規模調査であるがゆえに、また、ニーズの酌み取りが必要だということで、欲張った考え方かもしれませんけれども、当日資料3の下から2番目の外遊びができるというのは、子どもにとってはとても大切な要素なのです。例えば、外遊びができない幼稚園、保育園は皆無だと思うのです。ところが、学童保育の場合は、共同学童保育はあります。でも、児童クラブの場合は、夏休みの長い長期間に外遊びが全然できなくて、その結果、鼻血がいっぱい出るというような現実も移ってきた親から聞いております。

ぜひ、ここは優先順位を四つにさせていただいて、せっかくの機会ですので、広く親たちのニーズをすくい取っていただけたらというのが現場の担当者の切なるお願いです。

○金子会長 ありがとうございます。

それは、調査票でいうと問12のところですか。

○柴田委員 資料9-1と資料9-2と両方ありますが、外遊びができるということと、選択肢の三つから四つにふやしていただきたいと思います。

さらに加えて言いますと、事前配付された資料6の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、参酌標準の下の丸印で、放課後児童健全育成事業は学年が上がるほど利用が減少傾向にあるとありますが、これも、私どもの共同学童保育から言わせれば、外遊びもできない高学年はなかなか来られないということも背景の一つにあるのではないかと思います。利用状況を促進させるのであれば、そこのところもぜひお聞きいただけたらと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） 外遊びは、この調査そのものが実際に利用している方に聞いていまして、全く知らない方に聞いているわけではありませんので、項目としてちょっと工夫したいと思います。

ただ、先ほどの優先順位については、今の限られた資源をどう活用していくかという部分で、三つに絞りたいと考えております。

先ほどの基本方針の話は、私も読ませていただきましたが、国の基本指針で高学年になれば人数が少ないということです。それは、その実態を是認しているというより、単純に機械的に学年を繰り越してどんどん行くかどうかという部分での実態を言っているのだと思います。ただ、札幌市も、既に今年度から小学6年生まで子どもの利用ができるようになりましたし、今回、放課後子ども事業については、27年以降は小学校ということで、これまでのおおむね10歳という基準が外れてしまいます。そういう意味では、明らかにふえる部分ではあろうかと思います。

ただ、単純に3年生、4年生、5年生、6年生にいくかというのと、そう単純に見るのはどうかというのを指摘しているのかなと私は解釈していたのですが、柴田委員がおっしゃ

っていることはわかりますので、そういった部分は理解したいと思っております。単純にそれで減らそうという考えはございません。

○岡田委員 岡田です。

ニーズ調査のところですが、1万5,000世帯を無作為に抽出するというところで、札幌市の場合は行政区10区の単位でおっしゃいました。この1万5,000世帯を10区に振り分けるときに、均等に振り分けるのか、人口とか子育て世帯の数などで差をつけて割り振るのか、どういう方法で割り振るのかを教えていただきたいと思えます。

○事務局（野島子ども企画課長） 基本的な手法は私も詳しく承知をしていないのですが、少なくとも、区によって子ども数や人口はかなり違いますので、当然、配慮しなければならない部分はあるかと思えます。10区あるので、1万5,000を単純に10で割る話にはならないと思えますが、それをどう割り振るかについては、内部で検討させていただきたいと思っております。

○ニコルス委員 ニコルスです。

ワークショップについての添付資料2ですが、母親の立場からこれが送られて見たときに、子育てサロンに少し毛が生えた勉強会かなという感じにとられる可能性があります。例えば、どんな立場の方々が実際に来るのか、目的は何なのか、話し合う内容は何か、託児はあるのか、こういったことをもう少し書いてはどうかと思えます。実際に母親の意見、現場の方たちの意見を聞くとても貴重な機会になると思うので、もう少し魅力的になるように書かれたほうがいいのではないかと思いました。

○事務局（野島子ども企画課長） わかりました。

○平野（博）委員 児童クラブに関するアンケートということで、10番、11番について、市の考え方をちょっと聞いておきたいのです。

実は、札幌市が青少年女性活動協会に委託をしている児童会館、ミニ児童会館がたくさんありますが、既に定員は設けないということでやっており、実際の登録では、普通の児童会館では70名を超える定員になっているのです。さらに、130とか140名の定員を抱えているところがあります。ミニ児も40名を超えています。ミニ児というのは、教室を二つに割るので、128平米ですね。ただ、そのうちの4分の1は事務室で使っていますから、そこで40名以上のクラブの子と、5時までは一般来館も含めておられるということで、冗談でも狭いですか、広いですかと言うような状況では全くないわけです。

例えば、11番で、定員を設けなくていいということであれば、おおむねガイドラインとして40名というところが出てくるのであれば2クラスつくるのか、そんなことをやっていかないと、勝負にならないのです。そこを札幌市としてどういうふうに認識されているのかということがちょっとわからないのです。

これは、民間のところもそういうことなのだろうと思うのです。例えば、留守家庭だけではなくて、一般来館も、当然、そこに来られているわけで、昔、屯田児童会館は登録と一般来館で200名を超えてしまっていたものですから、屯田北をすぐにつくったのです。

今、そういうことがあちこちで見られている状況でありますから、この設問に対して、札幌市がまず出たときにどういうふうにするのかという決意を出してもらわないと、このままアンケートを出して、我々がこれを認めたということであれば難しい話になってくると思っています。その辺はちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） 決意というところはちょっと違うかもしれませんが、我々としても、今、待機児童をいろいろ解消していく中で、当然、子どもは大きくなりますから、保育所を出たら次は学校ということになります。そうなると、学童保育のニーズは今後ともふえていく可能性はあると思います。現状でも、おっしゃるように、枠の中におさまっているところもあれば、そうではないところがあるのも事実です。

しかし、我々としても、それでよしとするわけではなくて、こういう子ども・子育て支援制度という一つの制度の区切りの中で新しい方向性を出していかなければならないと思います。まず、我々としては、現状を素直に調査した上で、それを今後どう検討していくかというのは、役所が協会にお願いしている部分、民間児童育成会の部分と両方ともに言えますが、やはり、今までそういうことを聞いていなかったのも、確かに、聞いた結果によってはいろいろ出てくると思いますが、それはもう覚悟でやっていくところだと思っております。

○平野（博）委員 この会議に、そういうことを主体的にやられている団体の方が出ていないことがおかしいと随分前から思っていたのです。実態を聞いていないということ自体がどうなのか、どういうことなのか、ちょっと局長から聞きたいです。

○事務局（大谷内子ども未来局長） 活動協会の捉え方としては、私どもの事業内容を粛々とやっていただいているということで、活動協会自身で調査して、それをもとにして、予算の範囲でできる限りのことをやっていくことはできるかもしれません。私たちの事業委託の内容に沿ってやっていただくということで、協会としても、自己的な責任で調査ができていないところについては、そういう事情があったかと思えます。

私どもは、今、平野委員からお話がありましたように、国が示している標準的な数字として、児童クラブについては40人規模が適正と考えていて、70人規模は少し過大な数字だと捉えているようでございますので、今回の基準の示し方として、そういう捉え方をしたさらに厳しい基準が示されるかもしれません。それから、現行を尊重して、移行の期間にいろいろな経過措置を設けてくださるということも考えられるところでございます。

現状について、調査をしていないことについては、私どもは、学童の皆さんとともにいろいろな意見交換をしていたところでございますが、これまで、現状を調査していなかったことについては、この場で、平野委員の今の意見に対して陳謝いたします。

今後、この調査において意見が示されたものを踏まえて、国の基準を踏まえて、利用者の皆さん、保護者の皆さんが納得いくようなサービスを提供していくように努力していきたいと思えます。

答えになっていないところもあろうかと思いますが、ご容赦願います。

○山田委員 ニーズ調査の質問の内容ではなくて、資料7-1の1枚めくった区域の問題のところですか。行政区なのか、小学校区なのか、中学校区なのかというところで、確かに大きな市ですので、需給調整のこと等を考えると行政区になってくるということがわかったのですが、実際に利用する親や子どもの立場からすると、居宅に近いということが保育所なり幼稚園なりを選ぶときの一番の理由になると思います。いろいろな調査などを見ても、そういう回答が多いと聞いておりますし、実際は行政区で数はとっていくとしても、例えば、区の端から端まで移動するとなれば相当大変ですし、札幌は食住が割と接近していますので、首都圏などであれば状況が変わってくると思うのですが、近くに安心できる施設があるということが重要になってくると思います。実際には、行政区でフィットしているからオーケーという視点だけではなくて、近くにあるのかどうか、そういった視点も持っていかなければいけないと思います。

それから、行政区の主なメリットのところ、交通至便地域への施設設備と書いてあります。確かに、親からすると、駅の近くに保育所があるのは便利ということはわかるのですが、首都圏では駅前保育所、高架下保育所がたくさん建てられていると聞いています。ただ、子どもの育ちという視点からすると、駅の交通量が多くて電車の振動もあってというところに保育所や幼稚園を建てて預かり保育を考えていくというのは、大人の視点であって、やはり、子どもにとってきちんと安心できる環境を整備していくという視点では、こういうコンパクトシティの方向でという視点はちょっと違うと思います。

そういう視点からも、このメリットを見て心配になりましたので、家のそばにある、そして、子どもが安心できる公園があつたり、園庭があつたりという設備がある、そういうことを理想に据えていかなければいけないと思いましたが、一言、意見を言わせていただきました。

○金子会長 それは、具体的な回答が欲しいということでしょうか。

○山田委員 そういうわけではないのですが、交通至便地域の設備整備というのは、市としてそういうふうを目指していこうと思っているのか、横浜方式とか、あちらの方式などを考えるとちょっと心配になってきますので、そういう方向を目指していくことを考えているのかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

○事務局（竹村計画担当課長） 今の委員がご指摘の行政区域での設定ということで、ここに書いてありますように、メリットとデメリットということで一旦は整理させていただきました。当然、札幌市は、今後、少子化が進んでいくということと、従来の小学校区域などの狭い地域ですと、児童の急激な減少、場合によっては増加といったものに影響を受けてしまうということがありますので、今回、ある程度広域で需給バランスをとることが保育サービスの安定的な供給に資するだろうということで、行政区域ということで設定させていただいたところです。

一方で、委員がご指摘のとおり、やはりお住まいの近くにそういった保育サービスを提供していくべきだろうというお考えもあろうかと思えます。

当然、そのニーズは区ということで我々が把握させていただくのですが、この調査の区域と具体的に札幌市として整備をどこにしていくか、認可保育所の整備、あるいは、認定保育所の整備、そういった施設整備をしていくときには、もう少し細かく丁寧にやっていたらと思うしております。

例えば、区の中でも、児童数の状況や、既存の認可保育所の入所状況といったことを勘案しながら、区としては、保育ニーズはあるけれども、こちらのほうはなかなか需要が見込めないだろう、今回待機児童が多く発生しているエリアが求められているのではないかと、いうところで、大きな区としてニーズは捉えますが、施設整備をする際には、もう少し細かい視点をもってサービスを提供していかねばならないだろうと考えているところでございます。

○山田委員 駅前につくっていくという方向性はあるのかどうか、簡単で結構ですけども、そこだけお願いします。

○事務局（竹村計画担当課長） 横浜方式と言うかどうかはわかりませんが、実際に、私どもは、ことしの4月現在で待機児童が398人ということで、依然として高い水準にあります。一方で、認可保育所に適当な土地をなかなか見出せない状況になっておりますことから、交通利便性の高いところ、保護者の方にとって利便性の高いところにも認可保育所を設置していただくのも一つの方策ではないかと考えているところでございます。一方で、小学校区域に着目して、依然として特定の小学校区域で需要があると見込んでいるところについては、交通利便性云々ではなくて、そういったところも優先地域として整備をしていきたいと思っております。

○大久保委員 大久保です。

全体的な話になってしまうのですが、もともとの施策の狙いなどから見ても、子どもたちの中に障がいのある子どもとか、障がいの疑いのある子どもとか、そうは言わなくても育ちにくいとか、育てにくい子どもたちの問題が当然入っていると思うのです。僕も、殊さら、そこだけを焦点化したいという意味ではないのですが、全体の構造上、例えば、障がいのある子どもたちが別扱いとして扱われてしまうと感じたのです。それは、別に札幌市が悪いわけではなくて、先ほど説明をいただいた新しい制度の概要を見ても、例えば、札幌市がおつくりになった資料7-2に施策がいっぱいあります。いろいろなことやっていらっしゃるんですが、実は、この中に障がい児のことが入ってこないのです。札幌市もすごく頑張っていただいていますので、例えば、障がいを持っている小さい子どもたちが通う場所は、今、200カ所を超えているのです。定員数は全然少ないですけども、幼稚園や保育園を凌駕するぐらいの数が存在するのです。それは、裏を返すと、すごくニーズが高いということになると思うのです。

しかし、新制度でいうと、市町村事業である地域子ども・子育て支援事業にはきっと入ってこないですね。それはそれで仕方ないと思うのですが、意識の中にないと、子どもの中に障がい児はいないという扱いはちょっと変だと思うのです。あの子たちも含めて子ど

もだと見ていただく必要があると思います。

そう考えたときに、このニーズ調査ではそこが出てこないと思うのです。ただ、そこまで入れるのは大変だと思うので、せめてニーズ調査では拾えないとしても、別なルートでいいから、障がいを持っている子どもたちの問題はここにも出てくるような、例えば、市の障がい福祉課にデータがあると思いますので、そういう子どもたちの問題も、あるいは、そこのご家族の問題も出てくるようにしていただきたいと思います。

○金子会長 ご意見ですね。

かなり長い時間でお疲れでしょうけれども、そろそろ予定の時間です。本日は、具体的な中身というより、全体の方向づけと調査票のご説明とその他でございましたので、もし特にご意見、ご質問がなければこれで終わりたいと思います。

芝木委員、お願いします。

○芝木委員 今回の障がい児の問題ですけれども、この欄にはないのです。でも、札幌市の私立幼稚園の中には1, 200名くらいのアセスメントをかけた障がい児が入っているのです。保育所にも入っていますね。そういうふうに割り振って入っているので、私たちが心配するのは、今後、どういう形で入れていってあげられるのかということです。親によっては、私たちは応諾義務の中の一人なのかという心配をする人もいるぐらいです。今までやっていたことがいい形であれば、継続できる形を望みたいと思っております。

○小野委員 量の充実だけでなく、質の充実がまさにそこなのかなと私も思っていました。本当に障がい認定されなくて、気になることをして、今、学校もそうでしょうが、保育園も幼稚園もそうだと思うのです。そういうところにもしっかり目を当てて、ほかにも病児保育のこととか、本当にこれを機会にみんなで質の高い保育・教育を目指していけるように、今回の会議の中でぜひ検討をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○金子会長 それでは、そろそろ時間になりますので、これで議事を終了させていただきます。

いろいろなご意見をありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（野島子ども企画課長） 長い時間、協議をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

最後に、障がいを持たれる子どもの関係でいろいろなお話が出ていました。今回の調査とは別に、今回の基本指針の中でも全ての子どもを対象に目指す方向が示されています。今、この場ですぐにこうする、ああするは言えませんが、そういった部分も配慮しながら計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

なお、本日いろいろご意見をいただきましたニーズ調査につきましては、一旦、文言修正の部分もごございますので、会長と調整させていただいて、調査票の内容が確定しましたら、実施前にまた委員の皆様方に郵送させていただきたいと思っております。よろしく願い

たします。

また、次回の会議につきましては、11月から12月を予定していますが、改めて早目に日程調整させていただきたいと思っております。

きょう、会場の都合でここを使わせていただきました。もともとの予定では公共施設や役所の会議室の利用を考えていましたが、都合でこういうところでやらせていただきました。次回はまた会場が変わる可能性がありますので、日程と会場について改めてご確認のほどをお願いしたいと思います。

7. 閉 会

以 上